

産業廃棄物収集運搬業許可申請書預かり後の手続について

- 標準処理期間は県の受付から60日間です。(申請手数料が納入されるまでの間は、標準処理期間に含まれませんので御注意ください。)
- 審査中、内容の確認等のため県から連絡することがあります。県から補正を指示された書類等については、下記提出先に、郵送・FAX・メールにより提出してください。
- 許可証が交付される場合には、申請者(代理申請の場合はその代理人)あてに、県からメールで連絡をします。
- メールを確認しましたら、下記のいずれかの方法を選択のうえ、御返信ください。その後、許可証をお渡しいたします。

<許可証の受領の手続>

◆県庁へ直接取りに行く場合

持参するもの

新規許可

- ・許可申請書第1面のコピー
- ・身分証明書(運転免許証等)

更新許可・事業範囲変更許可

- ・旧許可証(紛失等により旧許可証を持参できない場合には上記新規許可と同じ書類)

◆郵送希望の場合

メールに御返信後、下記により、廃棄物指導課収集運搬担当あて関係書類を送付してください。

新規許可

- ・許可申請書第1面のコピー
- ・返信用封筒(角2サイズ・180円切手を貼付)又はレターパック

更新許可・事業範囲変更許可

- ・旧許可証(紛失等により旧許可証を送付できない場合には上記新規許可と同じ書類)
- ・返信用封筒(角2サイズ・180円切手を貼付)又はレターパック

<許可証受領場所(郵送先)・補正書類提出先>

千葉県環境生活部廃棄物指導課指導企画班 収集運搬担当(県庁本庁舎4F)

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-2654

FAX 043-221-5789

メール unpan@mz.pref.chiba.lg.jp(受信専用)

※メールによる提出は県から補正指示があった書類等(住民票の写し等の証明書類を除く)に限ります。

1通あたりの受信容量は約7MBです。件名に申請区分【新規・更新・変更許可(特別管理産業廃棄物)】及び申請者名を記載してください。

受付時間 9:00~11:30 13:00~16:00(月~金 祝日を除く)